

## 【国民生活事業】[新型コロナ関連] 生活衛生改善貸付に関するQ & A

(令和2年8月25日現在)

(新たに追加したものは黄色で表示しています。)

Q 新型コロナ関連の生活衛生改善貸付の内容を教えてください。また、申したいのですが、どうしたらよいですか。

A ご融資制度の内容は、[こちら](#)をご覧ください。

今後のお申込手続きは、ご加入の生活衛生同業組合、もしくは都道府県生活衛生営業指導センターにご相談ください。

Q 令和2年4月7日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、新型コロナ関連の生活衛生改善貸付が拡充されたと聞きました。内容を教えてください。

A 新型コロナウイルスの影響による売上減少に加え、既存の借入にかかるご返済が重荷となっている事業者の方の負担を軽減するため、これまで低減利率（特別利率F-0.9%）の対象外であった既存融資のお借換部分にも当初3年間の低減利率が適用できるようになりました。また、低減利率適用部分について、いわゆる「実質無利子化」の対象となりました。

また、既存融資のお借換部分を含めて、当初3年間に適用される低減利率の限度額「1,000万円」まで低減利率を適用することができます。

「実質無利子化」とは…

ご融資後は、利息も含め日本公庫にご返済いただきますが、後日、低減した利率の利息部分について、お客さまへ3年間分の利子相当額を一括で助成する利子補給の制度（特別利子補給制度）（注）を中小企業基盤整備機構が実施しており、この利子補給を受けることで、当初3年間は実質的に無利子でご利用いただけるというものです。

（注）新型コロナ関連の生活衛生改善貸付を受けている方であって、次のいずれかの要件に該当する方が対象となります。

	小規模企業者（※1）
個人	要件なし（※2）
法人	売上高▲15%以上（※2）

（※1）小規模企業者とは、卸・小売業、サービス業は「常時使用する従業員（\*）が5名以下の企業」、それ以外の業種は「同20名以下の企業」をいいます。

（\*）労働基準法上における「予め解雇予告を必要とする者」

（※2）売上高要件の比較は、新型コロナ関連の生活衛生改善貸付で確認する最近1ヵ月に加え、その後2ヵ月も含めた3ヵ月間のうちのいずれかの1ヵ月で比較します。

特別利子補給制度の具体的な手続きについては、ご融資後にお送りする資料（注）または[中小企業基盤整備機構のホームページ](#)をご覧ください。

（注）8月下旬以降、順次、郵送にて資料をお送りさせていただきます。

なお、特別利子補給制度に関するお問い合わせ先は、以下のとおりです。

中小企業基盤整備機構 新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局

【電話番号】0570-060515

【受付時間】平日・休日9時00分～17時00分

Q 日本公庫の既存融資を借換えるだけの利用は可能ですか。

A お借換日までの利息等は必要ですが、基本的には可能です（注）。

（注）借換は、新たな融資により既存融資を完済させることであり、既存融資残高の一部のみの借換はお取り扱いできません。